

一斉入会書類締切日以降に書類を提出する場合の注意事項

(登録日が2018年1月以降の方)

① 書類提出方法：郵送（書留）のみ

② 事務所の住所は必ず記入して下さい。

③ 提出書類について<注意事項>

一斉入会の書類中、下記の通り、いくつかの書類については交付日、訂正が必要となりますので、よく確認の上、交付日等注意して書類を提出期限までに提出して下さい。

1. 交付日に気を付ける書類

- 1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書
- 2) 本籍地市区町村発行の身分証明書
- 3) 後見登記等ファイルに登録されていないことの証明書
(いずれもマイナンバーが付されていないもの)

上記3つの書類は、登録申請前3ヶ月以内（9月14日以降）に交付された原本2通の提出が必要です。

2. 書類の日付

書類の当会到着日が9月16日～12月14日の場合は、書類の日付はすべて12月14日としてください。

12月15日以降に書類を提出する場合は、書類の日付は記載しないでください。当会にて、書類が届いた日付を記入します。

3. 訂正が必要な書類

- 1) 「東京弁護士会入会申込書」の右上に記載の「70期一斉入会」を二重線で削除し訂正印を押印する。
- 2) 日本弁護士連合会のHPに掲載の誓約書を下記のとおり訂正する。(2ページ目参照)
「私は、最高裁判所が発行する・・・承諾します。」の下3行を二重線で削除し、削除した3行に係るように訂正印を1か所押印して下さい。

4. 追加書類

司法修習終了証の写し：2部の提出が必要です。

追完期限：12月20日の正午 当会必着

入会書類の提出時（※切：11月8日、12月4日の締切の場合）には、同封できませんので修了証が手元に届き次第、期限を厳守して追完して下さい。

期限までに提出がないと、登録ができませんので、ご注意ください。

12月15日以降に入会書類を提出される方は、入会書類提出時に必ず同封して下さい。

5. 入会希望日をお知らせください

HP掲載の入会スケジュールを確認し、「登録希望日届出書・連絡先回答書」にて登録希望日についてお知らせください。できる限り早い日での登録を希望される場合、「できる限り早い日での登録希望」にチェックを付けてください。

本 籍

住 所

氏 名

生

私は、

- 1 弁護士法第7条各号のいずれにも該当しないこと
 - 2 弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に該当しないこと
- を誓約いたします。

~~私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって、日本弁護士連合会会則第11条第4号に規定する「弁護士となる資格を証明する書面」として扱うことを承諾します。~~

書類に使用した同一印を押印

平成 29 年 12 月 14 日 ←書類到着が12月15日以降になる場合は日付は記入しない

本 人

印